

袋井市と静岡理工科大学との包括連携に関する協定書

袋井市（以下「甲」という。）と静岡理工科大学（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙とが包括的な連携のもと、それぞれの資源や機能等の活用を図りながら、幅広い分野で相互に協力し、地域社会の発展及び人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携及び協力の内容）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、連携及び協力を図るものとする。

- （1）健康づくりの推進に関すること。
- （2）まちづくり及び地域産業の活性化に関すること。
- （3）教育及び人材育成に関すること。
- （4）地域防災力の向上に関すること。
- （5）環境保全及び共生に関すること。
- （6）公共経営及び情報化の推進に関すること。
- （7）その他相互に連携及び協力が必要と認められる事項に関すること。

（会議の開催）

第3条 第1条の目的の達成に向けた連携及び協力の円滑な推進を図るため、定期的に、甲と乙の関係者による連絡会議を開催する。ただし、必要があると認めるときは臨時会議を開催することができる。

（連絡調整窓口）

第4条 第2条に掲げる事項に係る連携及び協力の円滑な推進を図るため、甲と乙それぞれに窓口を設置し、必要な連絡調整を行うものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、締結日から3年間とする。ただし、本協定による有効期間満了の日の3箇月前までに、甲又は乙から改廃の申出がないときは、更に3年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第6条 本協定に定める事項について、疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、甲、乙が協議して定めるものとする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ署名の上、各1通を保有するものとする。

平成 25 年 6 月 28 日

（甲）袋井市長

原田英之



（乙）静岡理工科大学学長

荒木信孝

